

平成23年度南島原市奨学生募集

問 教育委員会教育総務課 ☎050(3381)5080

南島原市奨学資金貸付制度は、市内に住所を有する人の子どもなどで、学習意欲に富み、優れた資質を持ちながら、経済的な理由で修学が困難な学生に学資を貸与し、将来、社会に貢献できる有能な人材を育成することを目的としています。

●募集期間
4月11日(月)～5月31日(火)

※今年度卒業予定者の成績証明書は、3月中の準備をお願いします。

3年以内に償還していただきます。

●他との併願

他公団体の奨学金制度との併願はできませんが、併給はできませんのでご留意願います。他公団体との重複決定の場合は、本人の意向を確認します。

※ただし、長崎県育英会との併給は可能です。

- 貸し付けを受ける人の条件
- ① 経済的理由により、修学が困難であること
- ② 人物、学業とも奨学生としてふさわしいこと
- ③ 貸付金の償還能力を有し、市内に居住する保証人が存在すること

●出願の方法および留意点

申請に必要な書類は、各教育振興班および教育委員会教育総務課に備えています。借入申請希望者は、在学証明書(入学後の在学が発行)および成績証明書(高校1年生は卒業した中学校、大学1年生は卒業した高校、大学2年生以上は在学大学のもの)が必要です。

●奨学金の月額

高等学校(国立海上技術学校を含む)
15,000円以内

大学(短大を含む)
30,000円以内

高等専門学校
30,000円以内

専修学校(2年以上の専門課程に限る)
30,000円以内

奨学金は、毎月、本人に貸与します。ただし、今年採用者の初回貸与は7月末の予定です。また、貸与する奨学金には利子は付きません。

4月1日から乳幼児福祉医療が変わります!

問 こども未来課 ☎050(3381)5050

市は、乳幼児福祉医療として、小学校就学前の乳幼児に対して医療費の一部を助成をしています。平成23年4月1日診療分から、次のとおり助成の方法が変わりますので、お知らせします。

変更前(3月31日まで)

●償還払い方式

受診時に、いったん医療機関の窓口で、保険診療の一部負担金全額を支払い、後日請求によって市から助成を受けする方法。

※現物給付で受診できるのは、長崎県と協定を結んだ県内の保険医療機関のみです。

なお、現物給付での受診ができない場合は、これまでどおり市へ申請し、助成を受けることができます。

変更後(4月1日から)

●現物給付方式

医療機関の窓口での負担が福祉医療費の自己負担額までとなり、受診時の負担が少なくなるほか、面倒な手続きが必要なくなりました。

▼現物給付で受診する方法

受診の際、医療機関の窓口で、公費負担者番号が記載された「福祉医療費受給者証」を提示してください。

福祉医療費の自己負担額

- 医科、歯科/医療機関(1回)診察1日につき800円、月額上限1,600円まで
- 保険調剤/自己負担額はありませ

▼新しい受給者証を提示してください。

公費負担者番号が記載された新しい受給者証を、3月末までに郵送します。医療機関の窓口で必ず提示してください。

また、現在、ひとり親家庭等福祉医療費の受給資格のある人で、小学校就学前の乳児については、平成23年4月1日から、乳幼児福祉医療費の受給資格へ変更します。特別な手続は必要ありません。

*償還払いの方法は、

県外や協定を結んでいない医療機関で診療を受けた場合や現物給付を受けることができない場合は、償還払いとなり、手続きが必要です。

保険診療の一部負担金を医療機関などの窓口で支払い、後日、福祉医療費支給申請書に領収書などを添付して、市に助成の申請を行ってください。詳細はお問い合わせください。

福祉タクシー利用券を4月から交付します

高齢者や障害者(児)に対する「平成23年度福祉タクシー利用券」の交付を4月1日から開始します。

問 福祉課 ☎050(3381)5051



●22年度からの変更内容

- ・いつ手続きしても交付要件を満たした月分から交付する。
- ・年度途中で交付要件を満たした場合も交付対象とする。
- ・施設入所者も交付対象とする。

●集中受付期間の設定

4月1日(金)～6日(水)(土、日を除く)

その後は、支所・市民サービス課などで随時受け付けます。

※交付対象など、詳細は3月中旬に配布するチラシをご覧ください。

※この事業は、新年度予算が可決成立した後、正式決定となります。

●申請受付・交付期間

平成23年4月1日～平成24年3月30日

●助成内容

利用券1枚につき300円の割引(1年間に36枚を交付)

75歳に到達するなど、交付の要件を満たした人は、要件を満たした月から交付。

(年度末までの月数に3枚を乗じた枚数)

【例】5月に75歳を迎えた場合 → 33枚を交付

インフルエンザ予防接種費用償還払いの申請はお早め!

問 こども未来課 ☎050(3381)5050

平成22年度インフルエンザ予防接種費用の助成対象者で、接種費用を支払った人は、償還払い(払い戻し)ができます。

●対象者

- ① 平成22年10月1日以降にインフルエンザの予防接種を受けた人のうち、次のいずれかに該当する人
- ② 生活保護世帯に属する人
- ③ 市民税非課税世帯に属する人

●申請に必要な書類

- ・ 領収書
- ・ 生活保護受給者確認書または市民税の非課税証明書
- ・ 接種済証、母子健康手帳、健康手帳のいずれか
- ・ 本人確認書類(免許証、健康保険被保険者証など)
- ・ 振込先の通帳(申請者名義)
- ・ 印鑑(認印可)

4月8日(金)

必要な書類を持参の上、各支所または市民サービス課(有家庭舎)こども未来課で手続きを行ってください。